国立研究開発法人産業技術総合研究所兼業等規程

制定　平成17年４月１日　17規程第13号
最終改正　令和７年７月１日　令07規程第７号　一部改正

目次

第１章　総則（第１条－第３条）
第２章　兼業
　第１節　役員兼業（第４条－第12条）
　第２節　一般兼業（第13条－第19条）
第３章　自営（第20条－第23条）
第４章　副業（第24条－第28条）
第５章　株式等による報酬の取扱い（第29条・第30条）
第６章　その他（第31条・第32条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所職員就業規則（17規程第２号）第50条及び国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員就業規則（17規程第３号）第51条の規定に基づき、兼業、自営及び副業（以下「兼業等」という。）の許可の基準、手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　職員　国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の職員をいう。

二　兼業　研究所の成果普及、職務上得た知見の社会への還元その他研究所の業務に関連して研究所の業務以外の業務に従事することをいう。

三　役員兼業　兼業のうち職員が、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の職を兼ねることをいう。

四　役員等　取締役、執行役、会計参与、監査役、業務を執行する社員、理事、監事、支配人、発起人、清算人、顧問、評議員その他これらに準ずるものをいう。

五　一般兼業　役員兼業以外の兼業（国の委員会その他公共性の高いものとして理事長が認める活動を兼業として行う場合を含む。）をいう。

六　自営　職員が、自己の名義で商業、工業、金融業、不動産賃貸業等を経営することをいう。

七　副業　職員が、兼業及び自営を除く研究所の業務以外の業務に従事することをいう。

八　特別な利害関係　物品購入契約、工事契約、共同研究契約等の契約関係、検査、監査等の監督関係又は許可、認可、検定等の権限行使の関係をいう。

（兼業等審査委員会の設置及び任務）

第３条　研究所に、兼業等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、理事長の諮問に応じ、兼業等の許可に関する審査を行う。

３　委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第２章　兼業

第１節　役員兼業

（役員兼業の手続）

第４条　役員兼業の許可を得ようとする職員は、別に定める役員兼業許可申請書に必要書類を添えて、役員兼業開始予定日の１箇月前までに理事長に申請しなければならない。

（役員兼業の許可及び基準）

第５条　理事長は、前条の規定による申請が、次の各号のいずれにも適合するものとして委員会が認めたときは、当該役員兼業を許可することができる。

一　当該申請に係る役員兼業の従事先（以下この節において「役員兼業先」という。）の役員等としての職務に従事することが、研究所の成果普及等に資するものであること。

二　役員兼業先の役員等としての職務に従事するために必要な知見を有すること。

三　申請する職員の職と役員兼業先（役員兼業先が会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）第２条第３号に規定する子会社である場合にあっては、同条第４号に規定する親会社を含む。以下この条において同じ。）との間に、特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

四　前条の規定による申請前２年以内に、職員が役員兼業先との間に、特別な利害関係のある職に就いていた期間がないこと。

五　職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。

六　研究所の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

七　その他別に定める基準に適合すること。

２　理事長は、前条の規定による申請が、前項第３号及び第４号に適合しない場合であっても、その特別な利害関係が研究の円滑な遂行の上で特に必要なものである場合で、委員会が特に必要があると認めるときには、当該役員兼業を許可することができる。

３　役員兼業を許可する期間は、原則として２年を超えない期間とする。

（変更の届出等）

第６条　役員兼業の許可を受けた職員は、第４条の規定により役員兼業許可申請書に記載した事項のうち、次の各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

一　役員兼業先の名称

二　役員兼業先の事業内容

三　役員兼業先の親会社

四　役員兼業先での職名

五　役員兼業先の役員等としての職務の内容

六　役員兼業先の役員等としての職務への予定従事時間

（役員兼業休職）

第７条　職員は、第５条第１項各号（第３号及び第５号を除く。）のいずれにも適合し、かつ、主として当該役員等の職務に従事する必要があり、職員としての職務に従事することができない場合は、事前に理事長の許可を得て、休職して役員兼業を行うことができる。

２　職員が、前項の規定により休職する場合の取扱いについては、国立研究開発法人産業技術総合研究所人事規程（17規程第21号）に定めるところによる。

（役員兼業に関する報告）

第８条　役員兼業に従事する職員は、４月から９月まで及び10月から翌年３月までの期間（以下「半期」という。）ごとに、役員兼業に係る事項について、当該半期終了後20日以内に別に定める役員兼業状況報告書により、理事長に報告しなければならない。

（役員兼業許可の取消）

第９条　理事長は、第５条の規定により許可した役員兼業が、同条第１項又は第２項に規定する許可の基準に適合しないこととなった場合は、役員兼業の許可を取り消すことができる。

２　理事長は、前項の規定によるほか、第５条の規定により許可した役員兼業に係る手続が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合にも、当該役員兼業の許可を取り消すことができる。

一　虚偽の事実を記載して第４条の規定による申請を行ったことが判明した場合

二　第６条の規定による届出又は前条の規定による報告を怠った場合

三　虚偽の事実を記載して第６条の規定による届出又は前条の規定による報告を行ったことが判明した場合

（勤務時間内役員兼業）

第10条　職員は、役員兼業を許可された場合において、勤務時間の一部を割いて行う役員兼業（以下「勤務時間内役員兼業」という。）を行うときは、別に定める勤務時間内兼業許可申請書により、その都度、理事長に申請しなければならない。

２　理事長は、前項の規定による申請が、次の各号のいずれにも適合するものとして認めたときは、当該勤務時間内役員兼業を許可するものとする。

一　勤務時間を割いて兼業を行わなければ、当該役員兼業の実施に支障が生じること。

二　勤務時間を割いて兼業を行ったとしても、研究所の業務に支障が生じないこと。

３　勤務時間内役員兼業を行う職員は、当該勤務時間内役員兼業が終了したときは、速やかに別に定める勤務時間内兼業状況報告書により、理事長に報告しなければならない。

４　職員が勤務時間内役員兼業の職務に従事した時間については、国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程（17規程第６号。以下「職員給与規程」という。）第61条第２項又は国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程（17規程第７号。以下「任期付職員給与規程」という。）第23条第２項の規定により給与を減額する。

５　理事長は、前条に規定する場合のほか、第２項の規定により許可した勤務時間内役員兼業に係る手続が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合にも、当該勤務時間内役員兼

業の許可を取り消すことができる。

一　虚偽の事実を記載して第１項の規定による申請を行ったことが判明した場合

二　第３項の規定による報告を怠った場合

三　虚偽の事実を記載して第３項の規定による報告を行ったことが判明した場合

（公表）

第11条　理事長は、半期ごとに、職員の役員兼業の状況について公表するものとする。

（役員兼業終了後の業務の制限）

第12条　理事長は、役員兼業の終了の日から２年間、役員兼業を行った職員を、当該役員兼業に係る従事先との間に、特別な利害関係のある業務に従事させてはならない。ただし、その業務が研究の円滑な遂行の上で特に必要な業務である場合であって、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第２節　一般兼業

（一般兼業の手続）

第13条　一般兼業の許可を得ようとする職員は、別に定める一般兼業許可申請書に必要書類を添えて、一般兼業開始予定日の２週間前までに理事長に申請しなければならない。ただし、報酬を得ずに一般兼業（鉱工業の科学技術に関する研究又は開発を行う業務に従事する場合を除く。）を行う場合にあっては、手続を要しない。

第14条　（削除）

（一般兼業の許可及び基準）

第15条　理事長は、第13条の規定による申請が、次の各号のいずれにも適合するものとして認めたときは、当該一般兼業を許可することができる。

一　当該申請に係る一般兼業の従事先（以下この節において「一般兼業先」という。）の職務に従事することが、研究所の成果普及等に資するものであること。

二　一般兼業先の職務に従事するために必要な知見を有すること。

三　申請する職員の職と一般兼業先（一般兼業先が会社法第２条第３号に規定する子会社である場合にあっては、同条第４号に規定する親会社を含む。）との間に、特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

四　職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。

五　研究所の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

六　その他別に定める基準に適合すること。

２　理事長は、第13条の規定による申請が、前項第３号に適合しない場合であっても、その特別な利害関係が研究の円滑な遂行の上で特に必要なものである場合で、委員会が特に必要があると認めるときには、当該一般兼業を許可することができる。

３　一般兼業を許可する期間は、原則として２年を超えない期間とする。

（変更の届出）

第16条　職員は、第13条の規定により一般兼業許可申請書に記載した事項のうち、次の各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

一　一般兼業先の名称

二　一般兼業先の事業内容
三　一般兼業先での職名
四　一般兼業先の職務の内容
五　一般兼業先の職務への予定従事時間

（一般兼業許可の取消）

第17条　理事長は、第15条の規定により許可した一般兼業が、同条第１項又は第２項に規定する基準に適合しないこととなった場合は、当該一般兼業の許可を取り消すことができる。

２　理事長は、前項の規定によるほか、第15条の規定により許可した一般兼業に係る手続が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合にも、当該一般兼業の許可を取り消すことができる。

一　虚偽の事実を記載して第13条の規定による申請を行ったことが判明した場合
二　前条の規定による届出を怠った場合
三　虚偽の事実を記載して前条の規定による届出を行ったことが判明した場合

（勤務時間内一般兼業）

第18条　職員は、一般兼業を許可された場合において、勤務時間の一部を割いて行う一般兼業（以下「勤務時間内一般兼業」という。）を行うときは、別に定める勤務時間内兼業許可申請書により、その都度、理事長に申請しなければならない。

２　理事長は、前項の規定による申請が次の各号のいずれにも適合するものとして認めたときは、当該勤務時間内一般兼業を許可するものとする。

一　勤務時間を割いて兼業を行わなければ、当該一般兼業の実施に支障が生じること。
二　勤務時間を割いて兼業を行ったとしても、研究所の業務に支障が生じないこと。

３　勤務時間内一般兼業を許可する期間は、原則として１年を超えない期間とする。

４　勤務時間内一般兼業を行う職員は、当該勤務時間内一般兼業が終了したときは、速やかに別に定める勤務時間内兼業状況報告書により、理事長に報告しなければならない。

５　職員が勤務時間内一般兼業の職務に従事した時間については、職員給与規程第61条第２項又は任期付職員給与規程第23条第２項の規定により給与を減額する。

６　理事長は、前条に規定する場合のほか、第２項の規定により許可した勤務時間内一般兼業に係る手続が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合にも、当該勤務時間内一般兼業の許可を取り消すことができる。

一　虚偽の事実を記載して第１項の規定による申請を行ったことが判明した場合
二　第４項の規定による報告を怠った場合
三　虚偽の事実を記載して第４項の規定による報告を行ったことが判明した場合

第19条　削除

第３章　自営

（自営の手続）

第20条　自営の許可を得ようとする職員は、不動産又は駐車場の賃貸に係る自営にあっては別に定める自営許可申請書（不動産等賃貸関係）、不動産又は駐車場の賃貸以外の事業に係る自営にあっては別に定める自営許可申請書（不動産等賃貸以外の事業関係）に必要書類を添

えて、事前に理事長に申請しなければならない。

（自営の許可及び基準）

第21条　理事長は、前条の規定による申請のうち、不動産又は駐車場の賃貸に係る自営の申請が、次の各号のいずれにも適合するものとして認めたときは、当該自営を許可する。

一　申請する職員の職と許可に係る不動産又は駐車場の賃貸に係る自営との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

二　入居者の募集、賃貸料集金、不動産の維持管理等の不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務を事業者に委ねること等により職員としての職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

三　研究所の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

２　理事長は、前条の規定による申請のうち、不動産又は駐車場の賃貸以外の事業に係る自営の申請が、次の各号のいずれにも適合するものとして認めたときは、当該自営を許可する。

一　申請する職員の職と当該不動産又は駐車場の賃貸以外の事業に係る自営との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

二　申請する職員以外の者を当該不動産又は駐車場の賃貸以外の事業の業務の遂行のための責任者としていること等により職員としての職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

三　当該不動産又は駐車場の賃貸以外の事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。

四　研究所の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

（変更の届出）

第22条　自営の許可を受けた職員が、兼務、配置換等により当該職員の職に異動が生じた場合又は第20条の規定により自営許可申請書（不動産等賃貸関係又は不動産等賃貸以外の事業関係）に記載した事項に変更があった場合は、当該職員の職の異動又は当該記載事項の変更後１箇月以内に改めて許可を受けなければならない。ただし、当該職員の異動が生じた場合であっても、理事長が当該職員の異動後の職と前条の規定により許可した自営との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないと認めるときはこの限りでない。

（自営の許可の取消）

第23条　理事長は、第21条の規定により許可した自営が、同条に規定する基準に適合しないこととなった場合は、当該自営の許可を取り消すことができる。

２　理事長は、前項の規定によるほか、第21条の規定により許可した自営に係る手続が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合にも、当該自営の許可を取り消すことができる。

一　虚偽の事実を記載して第20条の規定による申請を行ったことが判明した場合

二　前条の規定による届出を怠った場合

三　虚偽の事実を記載して前条の規定による届出を行ったことが判明した場合

第４章　副業

（副業の取扱い）

第24条　職員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、副業をしてはならない。

一　職員が、次のいずれにも適合するものとして、事前に理事長へ届け出た場合

イ　当該届出に係る副業の対象事業が、営利を目的としないもの又はこれに準ずるものであること。

ロ　届出する職員の職と当該届出に係る副業の従事先（当該従事先が会社法第２条第３号に規定する子会社である場合にあっては、同条第４号に規定する親会社を含む。）との間に、特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

ハ　職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。

ニ　研究所の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

二　職員が公職に就任する場合であって、事前に理事長へ届け出た場合

三　職員が配偶者同行休業又は自己啓発等休業を取得する場合であって、事前に理事長の許可を得た場合

２　前項の規定にかかわらず、職員は、同項第１号イからニまでのいずれにも適合する副業であって、当該副業を報酬を得ずに行う場合にあっては、届出をせずにこれを行うことができる。

（副業の手続）

第25条　前条第１項第３号の副業の許可を得ようとする職員は、別に定める必要書類を添えて、当該休業開始予定日の１月前までに理事長に申請しなければならない。

（副業の許可及び基準）

第26条　理事長は、第24条第１項第３号による申請が、次の各号のいずれにも適合するものとして認めたときは、当該副業を許可することができる。

一　申請する職員の職と副業先（副業先が会社法第２条第３号に規定する子会社である場合にあっては、同条第４号に規定する親会社を含む。）との間に、特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

二　職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。

三　研究所の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

四　その他別に定める基準に適合すること。

２　第24条第１項第３号の副業を許可する期間は、配偶者同行休業又は自己啓発等休業の取得期間を上限とする。

（変更の届出）

第27条　職員は、第25条の規定により副業許可申請書に記載した事項のうち、次の各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

一　副業先の名称

二　副業先の事業内容

三　副業先での職名

四　副業先の職務の内容

五　副業先の職務への予定従事時間

（副業許可の取消）

第28条　理事長は、第26条の規定により許可した副業が、同条第１項又は第２項に規定する基準に適合しないこととなった場合は、当該副業の許可を取り消すことができる。

２　理事長は、前項の規定によるほか、第26条の規定により許可した副業に係る手続が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合にも、当該副業の許可を取り消すことができる。

一　虚偽の事実を記載して第25条の規定による申請を行ったことが判明した場合

二　前条の規定による届出を怠った場合

三　虚偽の事実を記載して前条の規定による届出を行ったことが判明した場合

第５章　株式等による報酬の取扱い

（兼業等による株式等の報酬）

第29条　職員が、第４条、第13条及び第20条の規定による許可の申請又は第24条第１項の規定による届出（以下「兼業等の許可の申請又は届出」という。）を行う場合に、当該兼業等の許可の申請又は届出に係る兼業等の従事先（以下「兼業等の従事先」という。）から株式等による報酬（以下「エクイティ報酬」という。）を受領することが予定される場合は、別に定めるエクイティ報酬予定内訳書に、株式等の種類、予定数、予定価額及び受領予定年月日を記載し、当該兼業等の許可の申請又は届出に係る申請書又は届出書に添付しなければならない。ただし、株式等の予定価額の算定が困難な場合は、その価額の記載を省略することができる。

２　前項の規定によりエクイティ報酬予定内訳書を添付する場合は、当該兼業等の従事先における報酬を株式等とすることを規定した報酬に関する規程等及び報酬を株式等としなければならない特別の理由がある場合はそれを記載した書面（以下「報酬に関する書面等」という。）をあわせて添付しなければならない。

３　エクイティ報酬として受領することのできる株式等の種類は、次の各号のとおりとする。

一　株式

二　新株引受権証書

三　新株予約権

四　新株予約権付社債

４　職員が兼業等を開始した後に、当該兼業等の従事先から前項各号に規定するエクイティ報酬を受領する予定が生じた場合の手続については、第１項及び第２項の規定を準用する。

（エクイティ報酬の報告）

第30条　エクイティ報酬の受領を予定した兼業等を行う職員は、半期ごとに、半期終了後20日以内に、別に定めるエクイティ報酬受領報告書により理事長に報告しなければならない。この場合において、それぞれの半期内にエクイティ報酬の受領がなかった場合においてもエクイティ報酬受領報告書を提出するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、エクイティ報酬の額が確定した場合は、その額を含めて、別に定めるエクイティ報酬確定報告書により理事長に報告しなければならない。ただし、エクイティ報酬確定報告書による報告が完了するまでの間は、前項の規定によるエクイティ報酬受領報告書の提出を継続するものとする。

３　理事長は、エクイティ報酬の受領を予定した兼業等に係る手続が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該エクイティ報酬の受領を予定した兼業等の許可を取り消すことができる。

一　第29条第１項の規定によるエクイティ報酬予定内訳書の添付を怠った場合

二　第29条第２項の規定による報酬に関する書面等の添付を怠った場合

三　前２項の規定による報告を怠った場合

第６章　その他

（相談及び事務）

第31条　兼業等の許可に関する相談の対応及び事務は、ＤＥＩ人事企画室が行う。

（雑則）

第32条　この規程に定めるもののほか、兼業等の許可に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成17年４月１日から施行する。

（技術移転兼業及び研究成果活用兼業審査委員会要領の廃止）

２　技術移転兼業及び研究成果活用兼業審査委員会要領（14要領第24号）は、廃止する。

附　則（19規程第10号・一部改正）

（施行期日）

１　この規程は、平成19年５月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所兼業等規程（17規程第13号）第14条に規定する一般兼業の届出を行った者については、この規程による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所兼業等規程（19規程第10号）第13条の規定による一般兼業の申請又は第18条第１項の規定による勤務時間内一般兼業の申請をし、それぞれ同規程第15条又は第18条第２項の規定により許可を受けたものとみなす。

附　則（21規程第45号・一部改正）

この規程は、平成21年11月20日から施行する。

附　則（22規程第108号・一部改正）

（施行期日）

１　この規程は、平成22年12月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の際現に報酬を得ずに鉱工業の科学技術に関する研究又は開発を行う業務に従事する一般兼業を行っている者は、当該一般兼業について平成23年３月31日までの期間に限り、第15条の規定による許可を受けたものとみなす。

附　則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（28規程第94号・一部改正）

この規程は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（令03規程第24号・一部改正）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令04規程第22号・一部改正）

この規程は、令和４年10月１日から施行する。

附　則（令05規程第29号・一部改正）

この規程は、令和６年１月１日から施行する。

附　則（令07規程第７号・一部改正）

この規程は、令和７年７月１日から施行する。